

岩手県告示第 599 号

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 14 条第 1 項の規定により、基本測量を実施する旨国土地理院長から次のとおり通知があった。

平成 20 年 8 月 19 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 基本測量を実施する地域 一関市、奥州市及び西磐井郡平泉町
- 2 基本測量を実施する期間 平成 20 年 9 月 12 日から平成 21 年 2 月 28 日まで
- 3 基本測量を実施する種類 基本測量（平成 20 年（2008 年）岩手・宮城内陸地震に伴う基準点改測作業）